

会則委員会運営細則

：浅香常任理事

第1条 会則委員会は本学会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本学会の運営実態にともなう会則の的確な運用評価と点検を行う

第3条 委員会は会則および細則の検討を行う

第4条 委員会は定款の運用のために以下の活動を行う

1. 本会の運営実態と会則との関連の把握
2. 本会の運営実態に見合う会則改正案の作成
3. 会則運用のための細則の検討
4. 理事会、会員総会における会則に関する意見や要望の確認
5. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

編集委員会運営細則

：大西常任理事

第1条 編集委員会は、本学会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本学会の機関誌等の編集と発行に関わる活動を行う

第3条 機関誌は年1回以上の発行をする

第4条 委員会は機関誌の査読・編集、発行に関し以下の活動を行う

1. 機関誌の編集企画
2. 解説、総説、その他投稿論文などの執筆依頼
3. 論文、研究報告、資料などの査読または査読の依頼
4. 論文、研究報告、資料などの採否決定
5. その他機関誌の編集に関わる業務

第5条 委員会は理事会の議を経て、以下の活動を行う

1. 論文、研究報告、資料などの査読者の選出
2. 査読基準および査読用紙の検討と作成
3. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

倫理委員会運営細則 : 中村理事

第1条 倫理委員会は、本会定款・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は、本会の研究・教育等の活動において倫理的判断を必要とした場合に活動する。

第3条 その他理事会の承認を得た業務を行う

第4条 委員会は、学際的かつ多元的な視点で、公正かつ中立的な審査を行う目的において、必要に応じて様々な立場の有識者に意見を求めることができる

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

教授システム開発委員会運営細則 : 鈴木常任理事

第1条 教授システム開発委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は理事会、ファカルティ会から提案された教授システムの開発を行うために以下の活動をする。

1. 教授システム開発の提案を理事会に行う。
2. 理事会で承認された教授システム開発をプロジェクトチームを作成しそのメンバーを推薦し代表理事の任命で行う。
3. 教授システム開発の予算計画を立案し、理事会で承認を得る。
4. 開発する教授システムの開発経過を把握する。
5. 開発プロジェクトチームへアドバイスをを行う。
6. 開発された教授システムを理事会に報告し、運営を支援する。ただし、この運営は継続的なものではなく、システムが運用可能であるとの判断がされた時点で教育・トレーニング委員会の下部組織に置く。
7. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

教育・トレーニング委員会運営細則：木村副代表理事

第1条 トレーニング委員会は本学会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本学会の教育・トレーニングコースの安定した運営を維持するため、教育・トレーニングコースとの連携を図り、運営実態を把握し問題発生時の対応をする。

1. 教育・トレーニングコースの運営実態を視察する。
2. 教育・トレーニングコースの実施計画を把握する。
3. 教育・トレーニングコース運営上の問題への対応行い、必要時理事会に報告する。

第3条 教授システム委員会が開発した教育・トレーニングコースの運営を支援する。

第4条 その他理事会の承認を得た業務を行う

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

地域支部支援委員会運営細則：奥寺理事

第1条 地域支部支援委員会は本学会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本学会の地域支部の活動を支援するために以下の活動をする。

1. 地域支部の活動を把握する。
2. 本学会との情報連携を行う。
3. 地域支部の活動の支援を企画し理事会に諮り実施する。
4. 地域支部の意見・要望等を取りまとめ理事会に報告する。
5. その他理事会の承認を得た業務

第3条 委員会は地域支部の運営を独立した運営組織として扱う。

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

シミュレーションセンター運営委員会運営細則：武田理事

第1条 シミュレーションセンター運営委員会は本学会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する。

第2条 委員会は医療系のシミュレーションセンターにおける医療教授システムの普及に関わる業務を行う。

1. 医療シミュレーションセンターからの教授システムに関わる相談に応じる。
2. シミュレーションセンターにおける教授システムに関する教育セミナー等を行う。
3. 全国のシミュレーションセンターの教育実態を把握する。
4. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

プログラム委員会運営細則：浅香常任理事

第1条 プログラム委員会は本学会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する

第2条 委員会は本学会の学会総会のプログラム企画と運営において、学会総会大会長の補佐をする。

第3条 委員会は学会総会のプログラムに会員のニーズが反映され、また学会の発展が期待されることを目的に活動する。

第4条 委員会は定款の運用のために以下の活動を行う

1. 本会の学会総会のプログラム評価
2. 本学会員の学会総会のニーズ把握
3. 学会総会大会長へプログラム提案
4. 大会総会プログラム企画・運営に関わる大会総会大会長の意思によるその他の業務
5. その他理事会の承認を得た業務

付 則 本細則は、平成 27 年 8 月 14 日から施行する

アド・ホック委員会運営細則： 池上代表理事

第1条 アド・ホック委員会は本会会則・委員会共通運営細則及び本細則に基づいて運営する。

第2条 本会の設置及び解散は理事会の決議によるものとする

第3条 委員長及び委員は理事会の義を経て代表理事がこれを委嘱する

第4条 活動の目的とその内容については理事会に付託された事項を審議の上決定する

第5条 アド・ホック委員会の委員長及び委員の任期は会則第13条3項及び

委員会共通運営細則第8条にかかわらず、アド・ホック委員会の設置期間とする

付則 本細則は、平成27年8月14日から施行する